

株式会社丹波の里本舗  
一般事業主行動計画

従業員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させ、特に女性従業員の継続就業者が増え、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1.

産前産後休業や育児休業、育児休業給付金、などの制度の周知や情報提供を行う。

対策

○令和2年4月～

育児介護休業規程を整備し、育児休業期間の2歳まで延長諸制度の解説、理解度を調査する。

○令和2年5月～

育児休業対象者が育児休業に入るため、他従業員に法律の運用を説明し、育児休業者の応援体制を整える。

○令和2年12月～

育児休業対象者が、職場復帰が円滑に出来るように、原則休業前と同一労働ではあるが、もし短時間労働や育児休業の延長になったときの、業務量の配分、派遣社員の延長等、労働環境の準備、整備を検討する。

○令和3年5月～

育児休業から職場復帰して勤務するようになっても、育休前の業務をすぐに把握することが難しいので、従業員同士が助け合いながら業務をこなせるように、勤務中の空き時間を利用しながら、情報交換を行う。

目標2.

妊娠中、産休・育休復帰後の従業員相談を受け付ける場を充実させる。

対策

○令和3年5月～

小規模事業所であるので、事業主もしくは店長が相談窓口にならざるを得ないが、同僚従業員と子育ての悩みを受けられるように、先輩、OB子育て者との懇談会を創設する。

○令和4年7月～

育休復帰者が、子育てをしながら職場復帰を果たしていく環境を作るため、定期的に意見交換、相談の場を就業期間中に設けていく。

### 目標3.

子供を育てながら、充実した職場環境を作っていく。

#### 対策

○令和3年8月～

子育てがしやすいように、時間配分を徹底して、もし時間外労働になるようなら、他の従業員が代われる体制づくり

○令和3年10月～

所定労働時間を短時間勤務制度、所定外労働の制限、看護休暇取得を対象者の希望に添えるように運用をしていく。

○令和4年7月～

育児対象者の3歳以上の子育てに配慮して、全従業員に理解を求め、子育てと一緒にしている感覚を身に着けさせる。

### 目標4.

年次有給休暇、看護休暇、育児目的休暇の取得日数を最大限利用してもらう。

#### 対策

○令和3年6月～

全従業員や育児対象者が、年次有給休暇の有意義な利用、子育てで疲れた体をリフレッシュさせるためにも、全従業員が計画的有給休暇の取得促進を図り、育児対象者も年次有給休暇、看護休暇の時間単位の取得ができやすいような、環境づくりをしていく。

○令和3年10月～

全従業員が休暇取得を最大限利用して、家族の絆を深め、効率的な仕事をして、職場を家族全員から応援してもらうような体制作りをしていく。

○令和4年5月～

全従業員の年次有給休暇の計画的取得計画が達成されているか、取得率を公表する。